様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２４年　９月２７日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） 　　かぶしきかいしゃあきたぎんこう  一般事業主の氏名又は名称 　　　　　株式会社秋田銀行  （ふりがな） 　　　　　　　　あしだ　こうすけ  （法人の場合）代表者の氏名 　　　取締役頭取　芦田　晃輔 　 　　住所　〒　010-0951　秋田県秋田市山王3丁目2番1号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人番号　1410001000221  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①秋田銀行ＤＸ戦略策定に関するお知らせ  ②秋田銀行中期経営計画（2022～2024年度） | | 公表日 | ①２０２４年　３月　５日  ②２０２２年　３月２４日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①<https://www.akita-bank.co.jp/showimage/pdf?fileNo=6876> P3～10  ②<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/tyuki_keikaku/pdf/tyuki_keikaku.pdf> P2～8,16 | | 記載内容抜粋 | ①当行グループでは地域のお客さまが求める情報を提供、地域の経済循環を拡大していくことを目指し、秋田銀行ＤＸ戦略を策定のうえ、３つのフェーズに分けて段階的にＤＸを推進します。  〇 フェーズ１ 2024年度末まで「社内変革（社内の業務効率と従業員意識が変わる）」〇 フェーズ２ 2025年度～2027年度「ビジネス変革（お客さまをデジタルでつなぐ）」〇 フェーズ３ 2028年度～2030年度「地域の活性化（地域のお客さまが求める情報を提供、地域の経済循環を拡大）」  　例えば、「新たなお客さま体験・サービス創出」の取組みでは、地域のプラットフォーム提供や取引先の伴走型パートナーを目指し、フェーズ１で当行とお客さまがデジタルでつながる領域(範囲・量)を拡大し、ＤＸの効果最大化に向けたベースを整備（デジタルチャネル拡充、デジタルマーケティングの強化）し、フェーズ２で個人のお客さまに対してOnetoOneマーケティングを展開すること、デジタル・データ活用により取引先の経営課題を支援することを通じて価値創出をはかっていきます。  ②本中期経営計画で2030年に目指す姿・存在意義を「秋田銀行グループVISION」として設定。ＤＸは地域価値共創戦略として2030年を展望した長期戦略としての位置づけとして取り組んでいきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①2024年1月25日付常務会で協議、同年2月24日付取締役会へ報告の後、決議。同年3月5日付でホームページへ掲載・公表  ②2022年3月22日付取締役会で決議、同年3月24日付でホームページへ掲載・公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①秋田銀行ＤＸ戦略策定に関するお知らせ  ②組織図 | | 公表日 | ①２０２４年　３月　５日  ②２０２４年　４月　１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①<https://www.akita-bank.co.jp/showimage/pdf?fileNo=6876> P5～10  ②<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/info/sosikizu/> | | 記載内容抜粋 | ①ＤＸ推進に向けた基盤整備をIT/システム、データ、人材/組織の観点から整備していきます。  データ活用に向けては、データ分析基盤を整備のうえ、あらゆる視点での分析を可能にするとともに、AI/機械学習ツールを利用した高度な分析基盤を構築します。さらにマーケティングオートメーションツールの活用/連携により、OnetoOneマーケティングを自動化する環境を構築していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 常務会および取締役会において承認された内容にもとづきウェブサイト上に公開しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①秋田銀行ＤＸ戦略策定に関するお知らせ P10  ②組織図 | | 記載内容抜粋 | ①デジタル技術や社内外データの利活用に向けたインフラを整備、新たな機会/価値を創出する人材の育成を促進していきます。（2024年度DX/IT人材コース追加）また、ＤＸを中心的に推進できる人材として、ＤＸ人材の類型を定めたことから、本部でＤＸを推進する専門人材と取引先に価値を届けるコア人材を計画的に育成・採用強化し、最新の情報処理技術を活用してまいります。  ②経営企画部内にＤＸ推進室を設置し全社的な取組みを  推進しております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①秋田銀行ＤＸ戦略策定に関するお知らせ P5 | | 記載内容抜粋 | ①ＤＸ推進に向けた基盤整備をIT/システム、データ、人材/組織の観点から整備していきます。ITインフラの全体最適化、データ分析基盤・利活用体制の構築、ＤＸ人材ポートフォリオの実現、お客さま起点の思考定着などをとおして実現していきます。  （補足）まずはサブシステムのデューデリジェンスを進め、業務基盤のクラウド移行を計画的に実行していきます。クラウドレディ（クラウド移行に向けた準備がすべて整っている状態）の段階に進むために、移行作業を安全に行い、長期安定的なシステム運用につながる詳細計画を策定のうえ取り組んでいきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①秋田銀行ＤＸ戦略策定に関するお知らせ | | 公表日 | ２０２４年　３月　５日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.akita-bank.co.jp/showimage/pdf?fileNo=6876> P3 | | 記載内容抜粋 | １　フェーズ１ 2024年度末まで  ・あきぎんアプリ利用者数21万人  ・法人ポータル利用件数12千件  ・ペーパーレス▲３割（2021年度比 用紙印刷枚数）  ・ＤＸ人材20人(専門人材3人、コア人材17人）  ２　フェーズ２ 2025年度～2027年度  ・あきぎんアプリ利用者数25万人  ・法人ポータル利用件数15千件  ・デジタルマーケティング有効配信数50件  ・デジタル化・ＤＸ支援件数300件  ・ペーパーレス▲８割（2021年度比 用紙印刷枚数）  ・ＤＸ人材60人専門人材10人、コア人材50人） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年９月２０日 | | 発信方法 | 取締役頭取によるトップメッセージとして、弊行ホームページにて掲載  「秋田銀行 統合報告書2024」トップメッセージ P7～16  <https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/ir/disk/pdf/202403report.pdf> | | 発信内容 | 【基本戦略② 地域価値共創戦略　地域にとっての社会的価値、経済的価値の創出を探求】P13  　グループVISIONに掲げる「将来にわたる豊かな地域」を実現していくために、地域の課題や可能性に向き合い、地域に社会的・経済的価値を創出していくことを探求する事業群を地域価値共創戦略として推進しています。これまで、事業承継・Ｍ＆Ａ支援、起業・創業支援、人材総合支援、地域商社事業、ＤＸ、脱炭素支援、高齢化対応等に着手してきました。  「(補足)同ページ内の図『地域価値共創戦略の概要』の中で、ＤＸの推進を地域価値共創戦略の１つに掲げており、デジタルを通じた新たな体験・サービスの創出を2024年度までに新規事業化を目指す取組みとして記載」  【基本戦略③ 組織・人財戦略　経営の中心は常に「人」  「考え方」の多様性を確保し、ぶつけ合うことで組織の成長を加速】P14  　2024年4月採用においては、ＤＸ・ＩＴ人材の採用枠を新設し、3名の新卒者を採用しました。こうした人材が行内の様々な場面で接点を持ち、化学反応を起こす、自走していくためにはより多くの人数が必要であり、今後も継続して拡大していきたいと考えています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ①２０２２年　３月頃　～　２０２４年　３月頃  ②２０２４年　５月 | | 実施内容 | ①中期経営計画の策定からＤＸ戦略策定までの期間  ②IPA「DX推進指標自己診断フォーマット」実施 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０１５年　７月　～　（継続的に実施） | | 実施内容 | サイバーセキュリティ経営ガイドライン等を踏まえ、システムリスク管理規程、ＣＳＩＲＴ部会規程などを定め、システム部担当役員を統括責任者とする組織横断的なCSIRT(ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ･ｾｷｭﾘﾃｨ･ｲﾝｼﾃﾞﾝﾄ･ﾚｽﾎﾟﾝｽﾁｰﾑ)を設置し、サイバーセキュリティ対応態勢を整備している。サイバーセキュリティ対策は「サイバーセキュリティ管理計画」に基づき実施しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。